

防府市大平山市民農園使用区画変更取扱要綱

平成25年4月18日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市市民農園設置及び管理条例施行規則（平成10年防府市規則第48号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、防府市市民農園設置及び管理条例（平成10年防府市条例第35号。以下「条例」という。）第3条第2項の規定により指定された使用する区画（以下「使用区画」という。）を変更することの取扱について定める。

(使用区画の変更)

第2条 防府市大平山市民農園の利用者（以下単に「利用者」という。）が使用区画を変更できる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 栽培する農産物の性質又は農産物の栽培目的に使用区画が適さないと認められるとき。
- (2) 鳥獣等被害が著しいため使用区画での農産物の栽培継続は困難と認められるとき。
- (3) その他使用区画の変更が適当と認められるとき。

(変更申請等)

第3条 使用区画の変更の申請は、市民農園使用区画変更許可申請書（第1号様式）によるものとする。

- 2 市長は、使用区画の変更を許可したときは、市民農園使用区画変更許可書（第2号様式）を利用者に交付するものとする。
- 3 市長は、前項の許可の際使用する区画を指定し、その管理上必要な条件を付することができる。

(使用期間)

第4条 使用区画の使用期間は前条第2項及び第3項の規定により許可し、指定された使用する区画（以下「変更後の使用区画」という。）の使用期間に通算するものとする。

(使用料)

第5条 使用区画の使用に関し既納の使用料があるときの使用区画の使用期間の残余期間の使用料に相当する当該使用料は、変更後の使用区画の使用に関

し納付された使用料とみなす。

- 2 前項の場合において、変更後の使用区画に係る使用料は、許可された変更後の使用区画の使用期間の始期の属する月の翌月（当該始期が月の初日のときは当該日の属する月）から算定するものとする。

（条例及び規則の準用）

第6条 この要綱に定めるもののほか、防府市大平山市民農園使用区画変更取扱に関し必要となる事項は条例及び規則の規定の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月18日から施行する。
- 2 第3条第1項の規定にかかわらず、使用区画の変更の申請は、当分の間、市民農園使用中止届及び市民農園使用許可申請書によることができる。

第1号様式（第3条関係）

市民農園使用区画変更許可申請書

年 月 日

(宛先)防府市長

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

市民農園使用区画を変更したいので、次のとおり申請します。

既許可の内容	使用区画	の 番
	使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
	変更後の希望区画	の 番
	変更の理由	
	備考	
※	既許可の使用料の納付日	納付額

※印欄は記入しないでください。

第2号様式（第3条関係）

市民農園使用区画変更許可書

年 月 日

様

防府市長

年 月 日付けで区画変更申請のあった市民農園の使用区画について、次のとおり許可します。

使用区画	変更前	変更後
	の 番	の 番
変更後の使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
使用条件	裏面の「市民農園使用についてのお願い」をよく読んで使用してください。	

備考

- 1 変更前の区画についての使用期間は、変更後の使用区画の使用期間に通算するものとします。
- 2 変更前の区画について納付された使用料は変更後の使用区画の使用に関し納付された使用料とみなします。

市民農園使用についてのお願い

大平山市民農園の使用にあたっては、次のことを心がけてください。